

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることがありますので、取扱いにご注意願います。

事業者資料

アイテック株式会社  
(仮称)アイテックエコパーク横浜新設事業

第2分類事業判定届出書に関する補足資料

1. 煙突高さが 59m に制限されている発言について…………… 1
2. 駐車場を兼ねる緑地の扱いについて…………… 2
3. 計画地周辺の保全対象に対する運搬車両の影響について… 3

平成 27 年 11 月

アイテック株式会社

## 1. 煙突高さが 59m に制限されている発言について

### 【発言内容】

審査会の中で、事業者側より行った「計画地は航空法により煙突の高さが 59m に制限されている」との発言について、その後、確認したところ事実と異なる点が発覚したため、発言内容を以下のように修正いたします。

### 【修正内容】

航空法第 51 条の 2 では、地表又は水面から 60 メートル以上の高さの建造物などには航空障害灯の設置が義務付けられております。

審査会における発言は、航空法に係らない高さである 60 メートル未満を表すため、59 メートルと表現しましたが、これは高さを制限するものではありません。

以下、航空法第 51 条の 2

#### (昼間障害標識)

第 51 条の 2 昼間において航空機からの視認が困難であると認められる煙突、鉄塔その他の国土交通省令で定める物件で地表又は水面から 60 メートル以上の高さのものの設置者は、国土交通省令で定めるところにより、当該物件に昼間障害標識を設定しなければならない。

《改正》平 11 法 160

2 国土交通大臣は、国土交通省令で定めるところにより、前項の規定により昼間障害標識を設置すべき物件以外の物件で、航空機の航行の安全を著しく害するおそれがあるものに昼間障害標識を設置しなければならない。《改正》平 11 法 160

3 前条第 4 項から第 6 項までの規定は、昼間障害標識について準用する。

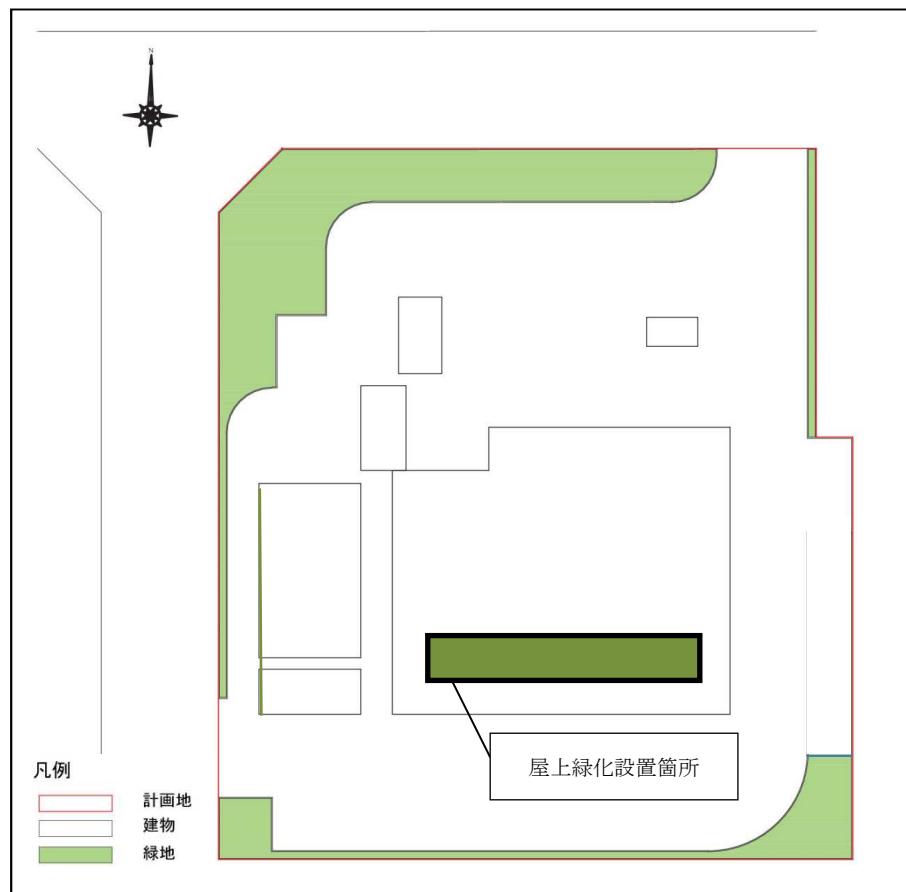
## 2. 駐車場を兼ねる緑地の扱いについて

### 【質問】

緑地を兼ねた駐車場は、緑地として認められるのか？また建築協定の緑化率 13%と、条例の 15%の関係はどうなっているのか？

### 【回答】

確認した結果、駐車場を兼ねる緑地は、緑化率に含むことができません。一方、計画地を含む金沢地先埋立地再開発用地では、敷地面積が 1,000 m<sup>2</sup>以上の場合の緑化率が 13%以上と定められています(添付資料 1)。計画段階配慮書並びに第二分類事業判定届出書において、本計画で適用される緑化率が 15%と記述してきましたが、13%に訂正させていただきます。これを受け、駐車場を兼ねる緑地面積を差し引いても、敷地内の緑地は 730 m<sup>2</sup>を確保し、敷地面積の 5,397 m<sup>2</sup>に対して緑化率 13.5%を満足する結果となりましたが、本計画においては下図に示すとおり屋上緑化により、100 m<sup>2</sup>の緑地を設け、更なる緑化に取り組む所存です。これにより敷地内の緑地を合計 830 m<sup>2</sup>とし、緑化率 15.38%を確保する計画とします。



### 3. 計画地周辺の保全対象に対する運搬車両の影響について

#### 【質問】

計画地から何 km 離れているから影響がないと記載しているが、搬入搬出の車両等の影響も検討して、影響がないと記載したのか？また産廃を運ぶトラックは、シート等を掛ける規定が、法令等で決められているのか？

#### 【回答】

大気拡散計算結果の評価に際しては、計画地の南南西側約 900m に位置する横浜市大附属病院と浦舟特別支援学校、並びに西側約 1,100m に位置する金沢第三住宅、並木第 4 小学校を直近の保全対象として設定しました。計算の結果、計画地から発生する排ガスがこれら保全対象に対して相当程度の影響を及ぼすものではないと考えられましたので、これら保全対象よりも離れた位置にあるものについては、同じく「相当程度の影響を及ぼすものではない」と考えております。

また今回、運搬車両による定量的な予測計算は行っておりませんが、計画地への搬出入車両は、全て国道 357 号を経由する計画となっており、当該道路の現状交通量(25,499 台/12 時間)に対する本計画の寄与(往復 90 台)が 0.35%程度と非常に小さいことから、車両による影響は「相当程度の影響を及ぼすものではない」ものと考えております。

また運搬車両の飛散防止に対する構造的な基準は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第十四条第五項第一号」に基づき、以下に示す施工規則第十条に定められており、アイテック株式会社としては、自社は当然のこと、持ち込み業者に対しても法の順守を徹底し、お願いしていく所存です。

以下、廃棄物の処理及び清掃に関する法律 施行規則 第十条抜粋

#### (産業廃棄物収集運搬業の許可の基準)

第十条 法第十四条第五項第一号（法第十四条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

##### 一 施設に係る基準

イ 産業廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのない運搬車、運搬船、運搬容器その他の運搬施設を有すること。

ロ 積替施設を有する場合には、産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた施設であること。

##### 二 申請者の能力に係る基準

イ 産業廃棄物の収集又は運搬を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。

ロ 産業廃棄物の収集又は運搬を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。

**「緑の環境をつくり育てる条例」第9条に基づく建築物の緑化協議  
申出書、取下届出書の作成の手引**

平成27年9月1日

横浜市環境創造局みどりアップ推進課  
公園緑化協議担当

TEL 045-671-3946

URL <http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyo/area-green/ryokukakyougi/>

---

**敷地面積が500m<sup>2</sup>以上（※）の建築物を新築又は増築する場合、建築確認申請前に緑化協議が必要になります。**

※ただし、金沢地先埋立地再開発用地（金沢区幸浦一、二丁目、福浦一、二、三丁目）は敷地面積が500m<sup>2</sup>未満であっても緑化協議が必要です。

緑化協議の申出の際には本手引、「緑の環境をつくり育てる条例施行規則」及び「緑の環境をつくり育てる条例第9条の施行に関する基準（以下「基準」という。）」に従って書類を作成し、手続きを行ってください。

なお、建築敷地に住居系用途地域を含む場合には緑化地域制度の手続きが必要となります。緑化地域内にその敷地の全部又は一部が含まれる建築物に係る緑化協議をしようとする場合、基準を満たした上で「緑化地域の緑化率適合証」の交付を申請することをもって、緑化協議の申出に代えることができます。

また、臨港地区等のうち次の表に掲げる地区における建築物については別途港湾局と協議を行ってください。

臨港地区	商港区、マリーナ港区、修景厚生港区、区分指定なし(無分区)
その他	埋立工事施工中区域、港湾関連用地（別に定めるもの）

**■緑化協議の申出と相談は午前中にお願いします。**

午後は担当者が会議、検査等で不在になることがあります。

**■協議申出の受付時に受領書（申出書の写し）をお渡しいたしますので、次回以降の打ち合わせ時にご持参ください。**

協議成立を通知する「緑化協議結果通知書」を受領する際に必要となります。

## 他の制度との関係について

### ■建築敷地に緑化地域が含まれる場合

(横浜市では住居系用途地域の全域が緑化地域に指定されています。)

緑化地域内にその敷地の全部又は一部が含まれる場合、基準を満たしたうえで「緑化地域の緑化率適合証」の交付を申請することをもって、緑化協議の申出に代えることができます。

### ■建築敷地に緑化率規制のある地区計画の区域が含まれる場合

横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例 別表第12(あ)欄に掲げる区域内にその敷地の全部又は一部が含まれる場合、基準を満たしたうえで「地区計画の緑化率適合証」の交付を申請することをもって、緑化協議の申出に代えることができます。

### ■横浜市開発事業の調整等に関する条例第17条第1項が適用される場合

当該建築物の建築又はその用に供する目的で行う開発事業について、横浜市開発事業の調整等に関する条例第17条第1項が適用される場合、緑化協議の対象ではありません。

### ■横浜市風致地区条例第2条第1項が適用される場合

当該建築物の建築の用に供する目的で行う宅地の造成に係る敷地であって、敷地の全てについて横浜市風致地区条例第2条第1項が適用される場合、緑化協議の対象ではありません。

## 目次

1	緑化率	— 4
2	緑化施設の面積の算出における注意事項	— 5
3	各緑化施設の面積の算出	— 7
4	緑化施設の整備方法	— 1 4
5	緑化協議の申出方法	— 1 6
6	配置図、緑化施設求積図の作成例	— 1 7
7	緑化協議の取り下げ	— 1 8

## 1 緑化率

### (1) 緑化率

次の表により市内全域を対象に緑化率を定めています。

緑化率（工場等・工場等を除く建築物・公共建築物）

敷地面積	500 m <sup>2</sup> 以上 1,000 m <sup>2</sup> 未満			1,000 m <sup>2</sup> 以上	
用途地域 建物の区分	商業系	住居系	左記以外	商業系	住居系・左記以外
工場等	5 %以上	10 %以上	5 %以上	10 %以上	15 %以上
工場等を 除く建築物	5 %以上	10 %以上	5 %以上	5 %以上	10 %以上
公共建築物	10 %以上	15 %以上	10 %以上	10 %以上	20 %以上

※工場等とは、製造・加工・修理等を行う施設、石油・液化ガス等の貯蔵・処理施設、コンクリートプラント・アスファルトプラント・クラッシャープラント、発電所・変電所、トラック・バス・タクシー等の営業所・自動車ターミナル、倉庫（配送・物流センターを含む）、資材（機材）置き場、立体駐車場、産業廃棄物中間処理場のことです。

金沢地先埋立地再開発用地（金沢区幸浦一、二丁目、福浦一、二、三丁目）における建築物については、次の表により緑化率を定めています。500 m<sup>2</sup>未満の敷地面積の場合においても緑化協議が必要です。

緑化率（金沢地先埋立地再開発用地）

敷地面積	1,000 m <sup>2</sup> 未満（下限面積なし）	1,000 m <sup>2</sup> 以上
全ての建築物	10%以上	13%以上

### (2) 緑化率が異なる区分の建築物を含む複合建築物

異なる緑化率の建築物をひとつとする建築物については、各々の床面積の割合で緑化率を按分した値とします。（小数第3位以下を切り上げて算出）

### (3) 緑化率が異なる用途地域にわたる敷地の場合

緑化率の異なる用途地域にわたる敷地で建築される建築物については、敷地面積に占める用途地域の割合で緑化率を按分した値とします。（小数第3位以下を切り上げて算出）

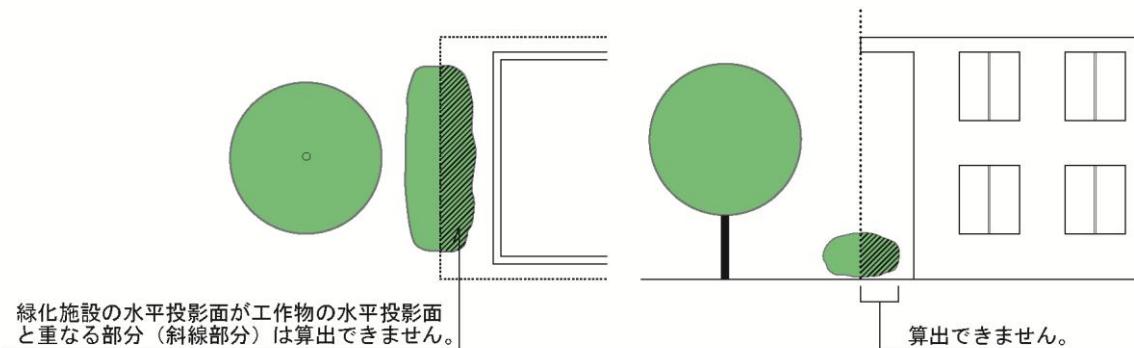
## 2 緑化施設の面積の算出における注意事項

算出できる緑化施設は壁面緑化、樹木（樹木ごとの樹冠・みなし樹冠・樹木植栽地）、芝等、花壇等、水流等、園路等です。

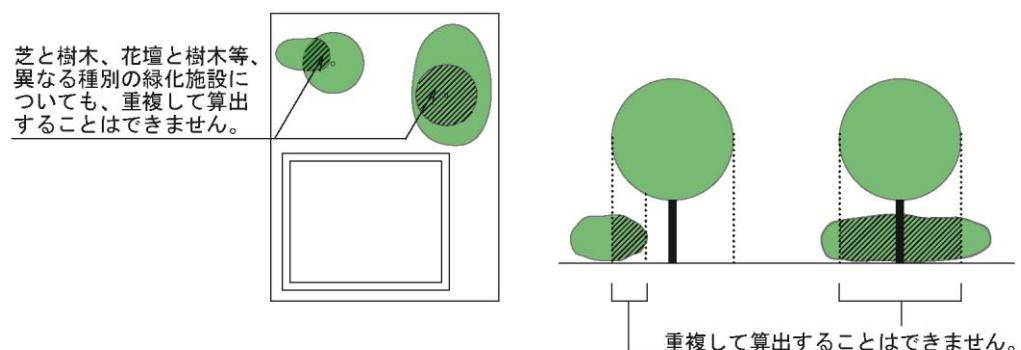
建築物の屋上に緑化施設を整備する場合は管理等のために容易に出入り可能とするほか、手すり柵、フェンス、かん水設備などの必要な施設を設けてください。安全帯等を使用しなくても管理できるようにしてください。

- ・緑化施設は敷地内に整備されたもののみ算出できます。
- ・緑化施設の直上部に庇や階段などの工作物（建築物を含む）がある部分は算出できません。
- ・複数の緑化施設の水平投影面が重なる部分については、重複して算出できません。
- ・緑化施設の面積は小数第3位以下を切り捨てて算出してください。
- ・当該建築物の緑化率は小数第3位以下を切り捨てて算出してください。
- ・柵や看板の基礎等の控除物は小数第3位以下を切り上げて算出してください。
- ・土地、人工地盤、建築物、工作物に固定されていない植物の栽培容器を使用したものは算出できません。
- ・駐車区画及び車路に使用するものは算出できません。

■庇や階段等の下に入ってしまう部分は算出できません。



■重複して算出できません。



■固定されていなく、容易に動かすことができる栽培容器は算出できません。



■アンカーボルト等により土地、人工地盤、工作物に固定され、容易に動かすことのできない栽培容器は算出できます。

(申請時には断面図、詳細図等を添付してください)



■駐車区画、車路は緑化施設に算出できません。必要に応じて車止めなどで緑化施設内に車両が進入出来ないように計画してください。



### 3 各緑化施設の面積の算出

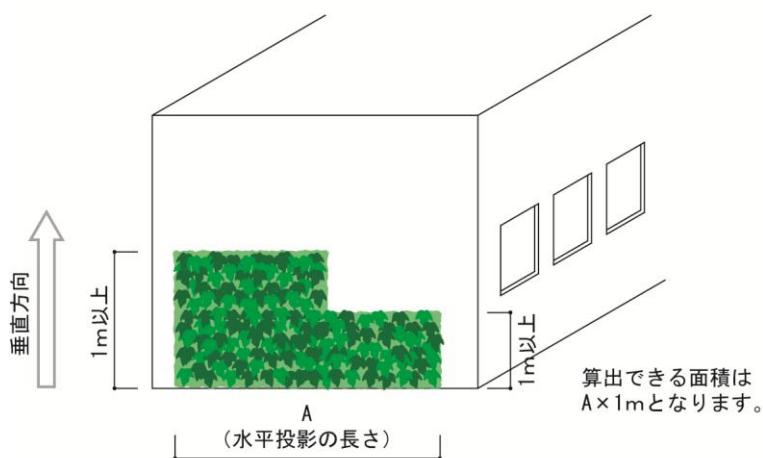
#### (1) 壁面緑化の面積

緑化施設が設置された壁面の水平投影の長さに1mを乗じて得た数値を壁面緑化の面積として算出することができます。

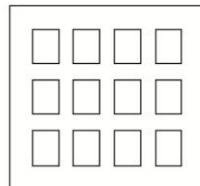
しゅん工時に、建築物の外壁が多年生の植物に覆われている部分の合計が垂直方向に1m以上となる部分について算出できます。ただし、ツル性木本が水平方向1m当たり3株以上植栽され、かつ、垂直方向に1m以上連続した誘引施設が設置されている場合は、水平投影の長さに含めることができます。

壁面緑化や屋上緑化は申請時には構造詳細図等を添付してください。

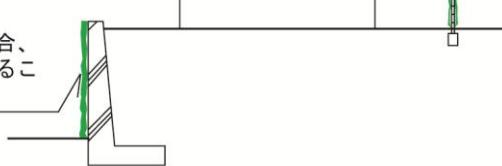
- ・建築物の外壁とは、建築物の外に面している壁をいい、建築物のバルコニー又はベランダの外に面している壁は建築物の外壁に含みます。また、外壁の開口部は建築物の外壁には含みません。
- ・誘引施設を使用する場合は、ステンレスワイヤーなど建築物の緑化に見合った耐久性があるものを選択してください。
- ・緑化施設が壁面と一体的かつ直立して整備されている部分の延長とします。傾斜した壁面に整備した緑化施設の面積を含めることはできません。



建築物の外壁についてのみ、  
壁面緑化として算出するこ  
とができます。

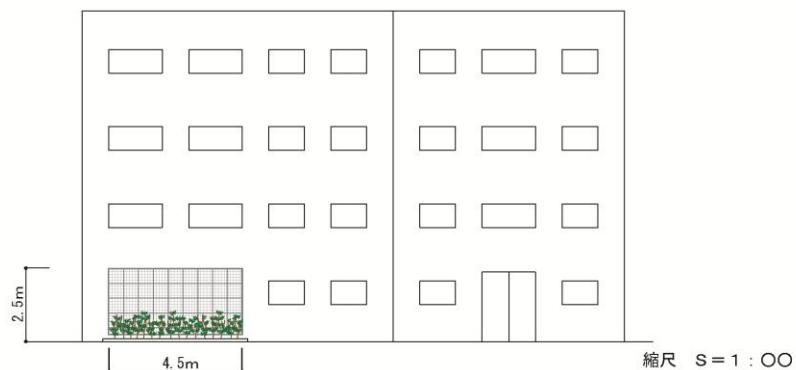


よう壁に緑化をした場合、  
壁面緑化として算出するこ  
とはできません。

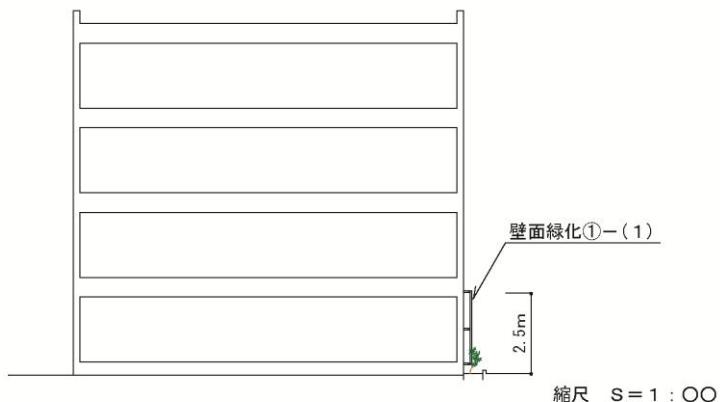


■壁面緑化や屋上緑化は構造詳細図等を添付してください。

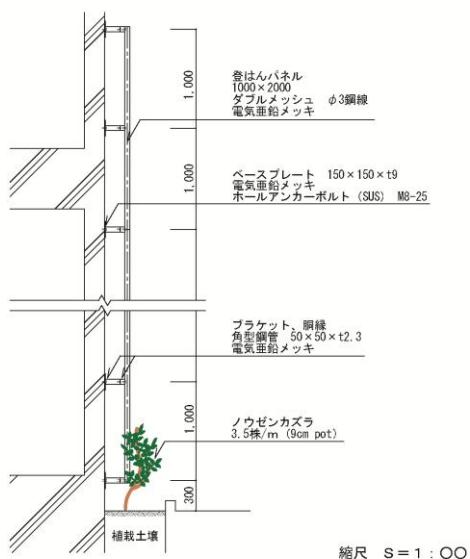
壁面緑化立面図



壁面緑化①-(1)断面図



壁面緑化詳細図



## (2) 樹木ごとの樹冠の面積

敷地内に植栽された樹木の樹冠の面積を算出できます。既存の樹林地であって、剪定や伐採で樹冠が減る恐れのない場合などが算出に向きます。

竣工時及び竣工後においても樹冠の面積は減らすことが無いように注意してください。



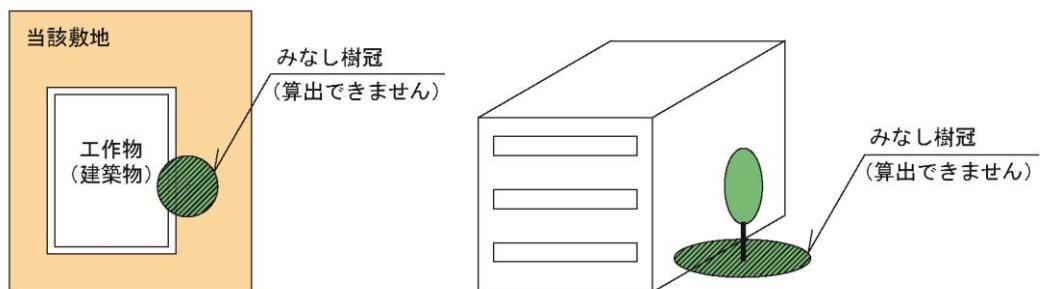
## (3) みなし樹冠の面積

樹木ごとの樹冠の水平投影面について、当該樹木の幹の中心をその中心とする円形の樹冠をもつものとみなして算出した円（みなし樹冠）の水平投影面積を緑化面積として算出することができます。なお、みなし樹冠の半径は以下の表の通りです。

また、みなし樹冠の水平投影面が他の緑化施設の水平投影面と重複する部分は重複して算出することはできません。

樹木の高さ	半径
1 m以上 2. 5 m未満	1. 1 m
2. 5 m以上 4 m未満	1. 6 m
4 m以上	2. 1 m

- ・しゅん工時の樹高により算出した面積とします。
- ・株立の樹木の本数は株ごとの本数とします。
- ・タケ類は含めることはできません。
- ・みなし樹冠の水平投影が、幹が地面に接している部分より高い位置に設置された工作物の水平投影と重なるもの及び当該敷地に包含されないものの面積を含めることはできません。（面積ゼロになってしまうため、ご注意ください。）



工作物等に重なると、算出することができません。面積はゼロとなることにご注意ください。

#### (4) 樹木植栽地の面積

敷地内の土地又はその土地に存する建築物その他の工作物のうち樹木が生育するための土壤その他の資材で表面が覆われている部分であって、次に掲げる条件に該当するものの面積を算出できます。

セメントを用いた土系舗装等は面積に含めることはできません。

- 当該覆われている部分に植えられている樹木の本数が、次に掲げる式を満たす必要があります。

$$A \leq 18T_1 + 10T_2 + 4T_3 + T_4$$

この式において、 $A$ 、 $T_1$ 、 $T_2$ 、 $T_3$ 、 $T_4$ は、それぞれ次の数値を表すものとします。

$A$  当該部分の水平投影面積

$T_1$  高さが 4 m 以上の樹木の本数

$T_2$  高さが 2. 5 m 以上 4 m 未満の樹木の本数

$T_3$  高さが 1 m 以上 2. 5 m 未満の樹木の本数

$T_4$  高さが 0. 4 m 以上 1 m 未満の樹木の本数

- 樹木が当該部分の形状その他の条件に応じて適切な配置で植えられていないく  
ては算出できません。
- 株立の樹木の本数は株ごとの本数とします。
- タケ類及び樹高 0.4m 未満の樹木の本数を含めることはできません。
- 樹木植栽地の最低幅は **0.3m** です。

■樹木は著しく片寄らせることなく、バランスよく配置してください。

樹木の生育等に関連性が無い部分は面積に算出することができません



### (5) 芝等の面積

敷地内の土地又はその土地に存する建築物その他の工作物のうちコウライシバ、タマリュウ等の多年生の草本、ハイビャクシン等の樹木その他の地面を低く面的に覆う多年生の植物により覆われている部分を算出できます。

- ・芝等を保護する目的で緑化ブロック等の緑化資材を用いた場合は、緑化資材の表面が実際に植物に覆われている部分の面積とします。
- ・一年生の植物に覆われている部分の面積を含めることはできません。
- ・駐車区画及び車路に使用するものは算出できません。
- ・芝等の最低幅は 0.1m です。

### (6) 花壇等の面積

しゅん工時に草花等が 1 m<sup>2</sup>当たり 10 株以上植栽されており、これらが生育するための土壤やマルチング材など植物の生育のために必要なもので覆われている部分の面積を算出できます。

植物の生育に関わらない砂利敷き等で覆われている部分は算出できません。  
適宜植え替えなどを行うことにより、概ね 1 年のうち 6 か月以上植物が植栽された状態にあるものを花壇等の面積として算出できます。

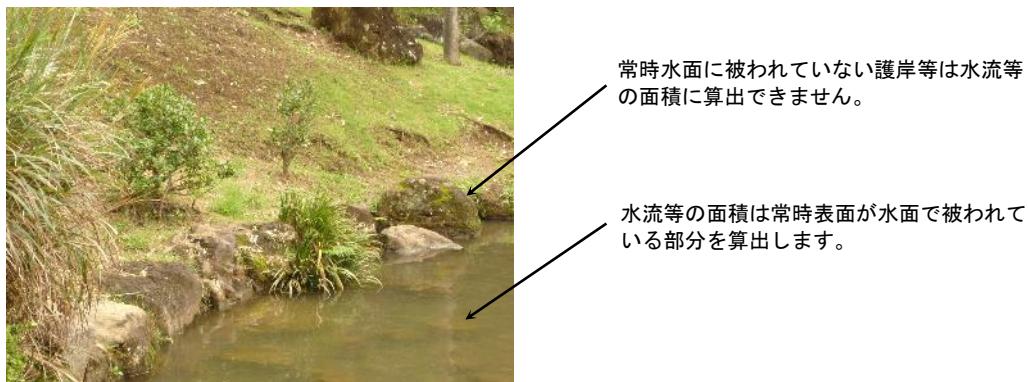
- ・タケ類、樹高 0.4m 未満の樹木を植栽した場合は、これらを植栽した部分を花壇等とみなして算出できます。
- ・菜園等については、業として野菜等の収穫を目的とするものの面積を含めることはできません。家庭用の菜園等は、花壇等の面積として算出することができます。
- ・植栽された草花等がしゅん工時に種子や球根の状態の場合は、草花等の密度に含めることができません。

## (7) 水流等の面積

護岸や底面に石、土などの自然素材や植物が用いられているなど、自然的空间の中にある沼や池、川などに類する自然的環境の創出や、動植物の生息、生育空間としての機能が期待できるものを、水流等として算出できます。

その水平投影面の外周（護岸が整備されている場合は、護岸を含む。）の2分の1以上が前述の壁面緑化から花壇等までに規定する緑化施設に接しているものの水面を、水流等として算出できます。

- ・樹木、植栽等と一体となって自然的環境を形成しているものに限ります。
- ・都市的な修景のための浅く直線的なものや水泳プールのような人工的な流れ・水面は算出できません。
- ・護岸とは、水流、池などの水ぎわに岸の崩れを防ぐほか、美観保持のために設置される石組みや蛇籠などをいいます。
- ・常時表面が水面に覆われている部分を算出できます。



## (8) 園路等の面積

樹木や植栽等と一体となった小規模な広場や園路等が算出できます。その水平投影面の外周の2分の1以上が前述の壁面緑化から水流等までに規定する緑化施設に接しているものの面積とします。

- ・壁面緑化から水流等までの規定により算出した面積の合計の4分の1を超えない部分に限ります。
- ・樹木や植栽等と一体なっているものが算出できます。
- ・建築物に入りするための通路等、主たる目的が緑化施設の利用、維持管理の用以外の用に供する施設の面積を含めることはできません。
- ・建築物を土留として利用している場合は、その面積を含めることはできません。



壁面緑化、樹木、芝等、花壇等、水流等の緑化施設に付随しているものに限り、園路等に算出できます。



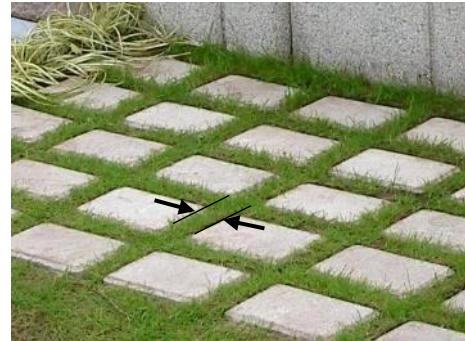
## 4 緑化施設の整備方法

緑化施設の整備にあたっては次の整備方法を満たすよう計画してください。整備方法が不適切な場合は協議が成立できない恐れがありますので、十分ご注意ください。

- (1) 景観の向上や環境の改善のために、樹木を中心として、全体が調和よくなるよう、緑化施設を配置してください。著しく片寄らせて樹木を植えることの無いように計画してください。
- (2) 周辺から緑が実感できるよう、緑化施設は沿道部を中心に公開性や視認性に配慮して計画してください。
- (3) 工場等の緑化施設は環境の保全のため、敷地の外周部を中心に、緑化施設の半分以上を量感のある樹木により計画してください。芝等のみ、低木のみとならないよう、バランスよく計画してください。
- (4) 将来にわたって緑化施設が良好に維持されるよう、日照、土壤環境等を考慮し、周辺環境に配慮してください。枯死することが明らかであったり、将来的に撤去されたりするようなことが無いように計画してください。
- (5) 良好的な樹林や樹木は、できる限り保存するよう計画し、現況のまま保存できない場合は移植等を検討してください。
- (6) 緑化施設を保護するため、必要に応じて、外周部に縁石、化粧ブロック、フェンス等の構造物を設けてください。特に店舗や集合住宅などは自転車や歩行者に踏まれたりすることが無いよう、縁石等を積極的に利用して計画してください。
- (7) 緑化施設を屋上に整備する場合は管理等のために、容易に出入り可能とするほか、手すり柵や かん水設備等の必要な施設を設けてください。安全帯等を使用しなくとも管理できるように計画してください。
- (8) 新たに植栽を行う造成面はできる限り平坦とし、やむを得ずのり面となる場合、傾斜角は 30 度以下としてください。
- (9) 樹木植栽地の最低幅は 0.3m 以上確保し、その他の緑化施設については、0.1m 以上確保してください。



樹木植栽地の最低幅は30センチメートルです。  
樹木植栽地以外の緑化施設の最低幅員は10センチメートルです。



芝等の場合においても、10センチメートル以上の幅が無いものは緑化施設に含めることができません。



樹木植栽地の最低幅は30センチメートルです。  
植物が良好に生育できるような環境を確保してください。

(10) 植物が良好に生育できるような一定の厚さ（概ね樹高2.5m以上のものは1.5m以上、樹高2.5m未満1m以上のものは1m以上、樹高1m未満のものは0.7m以上）の土壤又はこれらに相当する厚さの土壤に類する資材を確保してください。

(11) 植栽時に樹高が1m以上の樹木については、適切な支柱等を設けてください。

## 5 緑化協議の申出方法

緑化協議申出書（第1号様式）の正本及び副本に、それぞれ次の表に掲げる図書を添えて提出してください。申出書類に訂正等が必要な場合は、おおよそ2週間の審査を経て緑化協議結果通知書（第2号様式）をお渡しします。

※既存緑地等がある場合は協議を円滑に行うため、写真の提出をお願いします。

※図面は縮尺が正しいもので提出してください。

### 申出に必要な図書

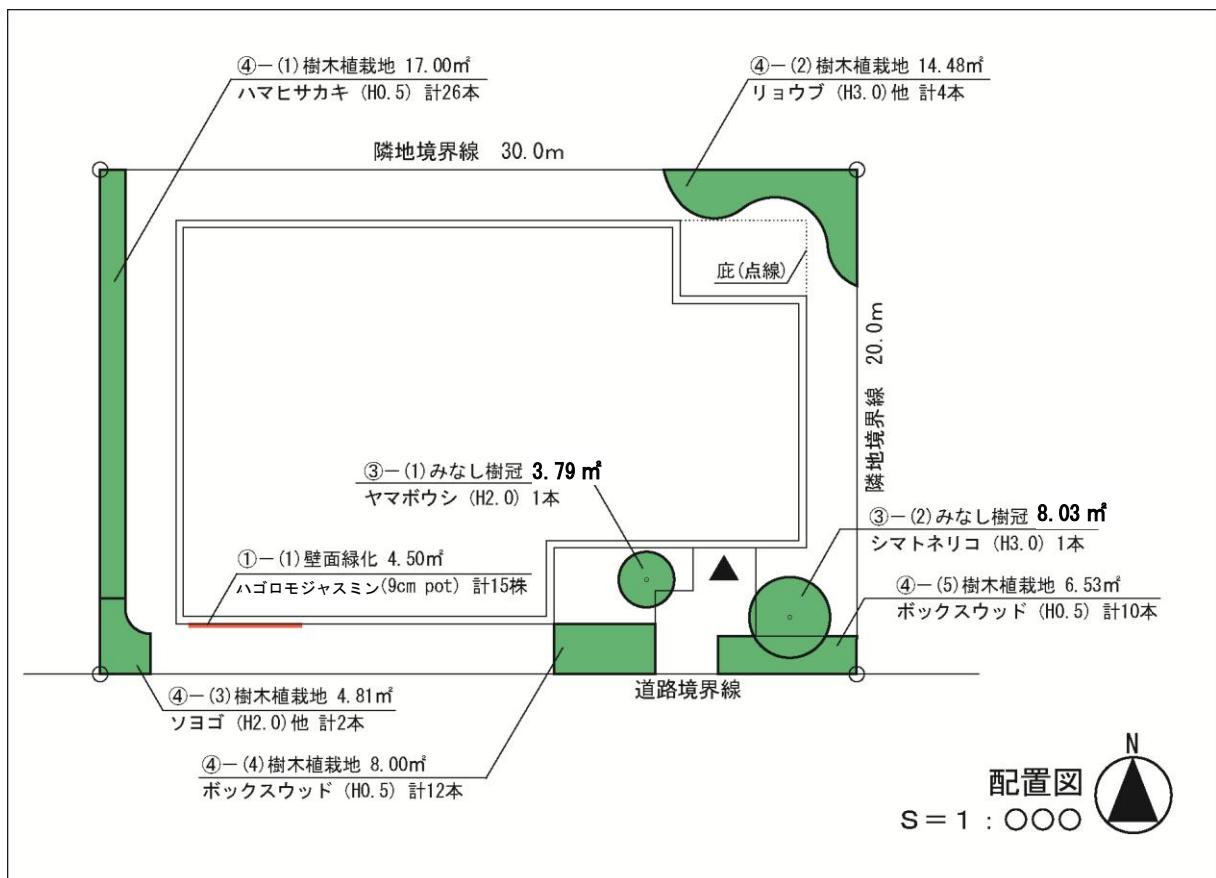
図書の種類	明示しなければならない事項
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物 ・対象敷地が特定できること
配置図	建築物、建築物以外の工作物、緑化施設ごとの面積、範囲、寸法及び植栽内容（植物の種類、規格、数量）を記載してください。屋根やバルコニー等の張り出しがある場合は、その範囲を記載してください。壁面緑化を行う場合は、対象としている建築物の外壁を朱線で明示してください。
構造詳細図 立面図 断面図	緑化施設の断面の構造、材料の種別及び寸法 ・壁面緑化、屋上緑化など、構造の確認が必要な施設が無い場合は省略できます。
敷地求積図	敷地の求積に必要な敷地の各部分の寸法及び算式
緑化施設求積図	緑化施設の求積に必要な緑化施設の各部分の寸法及び算式 ・縁石等は含まずに、緑化施設ごとの面積を算出してください。（小数第3位以下を切り捨て） ・三斜法により求積する場合は求積表を明示してください。 ・CADにより求積する場合は図面にCAD求積と明示の上、各緑化施設の外周や幅員がわかるように寸法を明示してください。 ・緑化施設の面積から控除する雨水・汚水栓、看板の基礎等がある場合は面積を明示してください。（小数第3位以下を切り上げ）
面積算出表	緑化施設の面積及び必要な算式 ・個々の緑化施設ごとに記載してください。
委任状	手続きを代理者に依頼する場合に必要です。 (横浜市は様式を定めていません)

## 6 配置図、緑化施設求積図の作成例

### (1) 配置図の作成例

建築物、建築物以外の工作物、緑化施設ごとの面積、範囲、寸法及び植栽内容（植物の種類、規格、数量）を記載してください。屋根やバルコニー等の張り出しがある場合は、その範囲を記載してください。壁面緑化を行う場合は、対象としている建築物の外壁を朱線で明示してください。

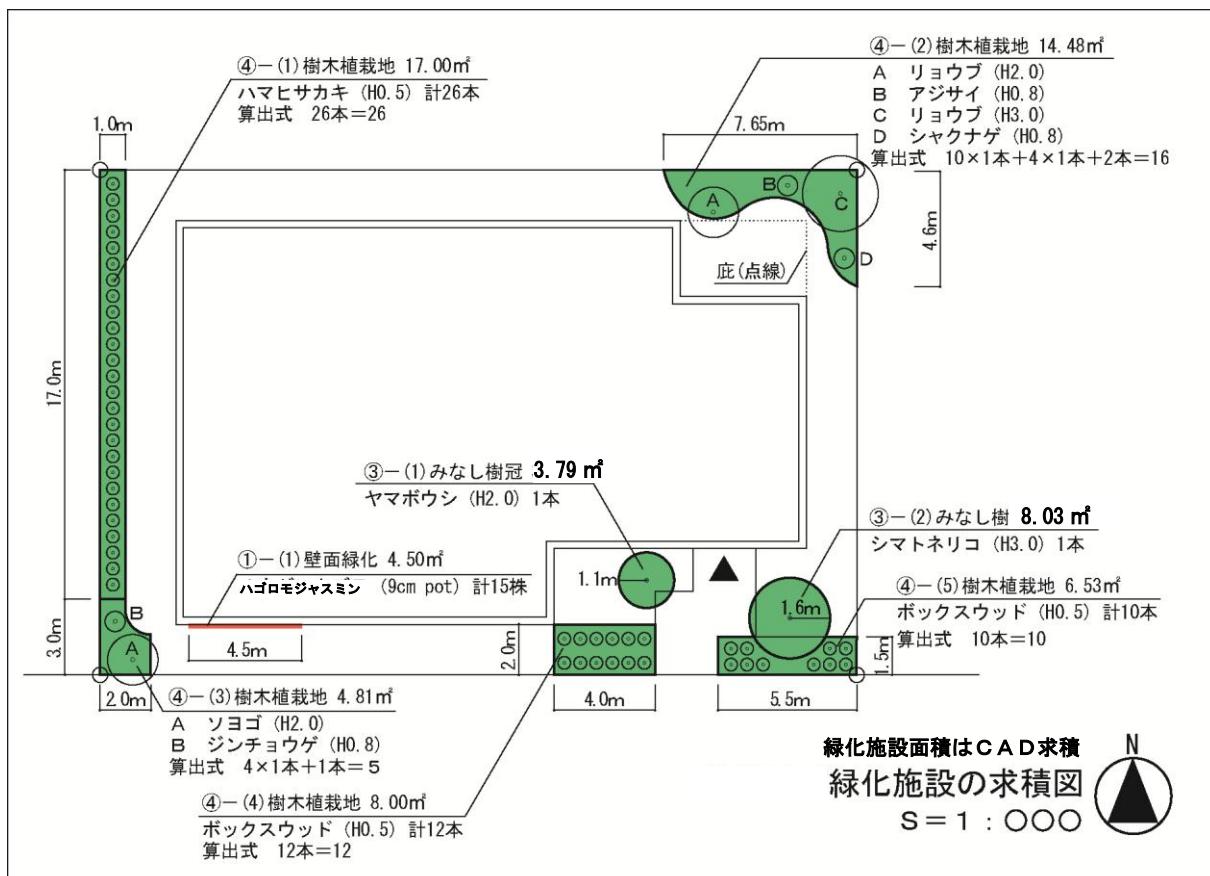
水平投影面が庇や非常階段等の下に入ってしまうものは緑化施設として算出できません。庇や非常階段等は必要に応じて点線等で明示してください。



※図中の「①-(1)」等の数字は面積算出表に対応しています。

## (2) 緑化施設求積図の作成例

緑化施設求積図は緑化施設の求積に必要な敷地、工作物、緑化施設の各部分の寸法を明示してください。



※緑化施設の水平投影面が重なる部分を重複して算出しないでください。

※面積の算出は三斜求積でもCAD求積でも構いません。「CAD求積」など求積方法を明記してください。

※緑化施設内に柵等の控除物がある場合は図示し、面積を控除してください。

※屋上緑化、壁面緑化を行う場合等は別途詳細図等を作成してください。

※図中の「①- (1)」等の数字は面積算出表に対応しています。

## 7 緑化協議の取り下げ

緑化協議後に建築の取止めや、協議内容の変更に際しては、緑化協議取下届出書の提出（正本及び副本）が必要になります。

緑化協議の申出の際と届出者名が異なる場合は建築確認申請の名義変更届の写し等を添付してください。